

静岡産業大学アクセシビリティセンター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則第52条の3（アクセシビリティセンター）に基づき、静岡産業大学アクセシビリティセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、障害その他の理由により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生（以下「障害のある学生等」という。）に対し合理的配慮を行い、本学での修学及び学生生活において適切な支援を受けることができるよう、全学的な支援体制を強化し、支援の充実を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障害のある学生等及び障害のある学生等を持つ家族等からの相談に関すること
- (2) 障害のある学生等の支援についての教職員からの相談に関すること
- (3) 障害のある学生等の受入れに関すること
- (4) 障害のある学生等の支援に係る学内外の連絡調整に関すること
- (5) 障害のある学生等への支援の理解・啓発に関すること
- (6) 施設・設備の整備に関すること
- (7) その他前条の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員
- (4) 障害学生支援コーディネーター
- (5) 保健センター職員
- (6) その他センター長が必要と認めた教職員

(センター長)

第5条 センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長がセンター員の中から指名する。

2 副センター長は、センター長の命を受け、センターの事業を管理し、センター長を補佐する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(障害学生支援コーディネーター)

第7条 障害学生支援コーディネーターは、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等の障害者支援に関する資格等を有する外部の専門家をもって充てる。

(運営委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、アクセシビリティセンター運営委員会を設置する。

2 アクセシビリティセンター運営委員会については、別に定める。

(秘密保持義務)

第9条 障害のある学生の支援に従事する者または具体的支援に係る事務に従事する者は、在職中または退職後においても、正当な理由なく、障害のある学生及びその支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(読み替え)

第10条 新たな学長が選任され、センター長を指名する場合にあつては、第5条第1項に規定する「学長」を「次期学長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 センターに関する庶務は、学生支援課において行う。

(改正)

第12条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。